

証明・鑑定依頼書

気象業務法（昭和27年法律第165号）第35条第1項の規定に基く証明（鑑定）を、下記により依頼する。

記

- 1 証明、鑑定を受けようとする事実
- 2 証明、鑑定を受けようとする目的
- 3 証明書等の所要通数
- 4 証明、鑑定の区別

平成 年 月 日

依頼者
住所又は所在地

氏名

証明・鑑定依頼書

気象業務法（昭和27年法律第165号）第35条第1項の規定に基く証明（鑑定）を、下記により依頼する。

記

- 1 証明、鑑定を受けようとする事実
“京都地方気象台における平成 年 月 日の××の観測記録”とい
ように記入してください
- 2 証明、鑑定を受けようとする目的
目的を記入ください 例：損害保険請求の為 裁判所に提出の為
- 3 証明書等の所要通数
何通必要か記入ください。
証明書は1通につき用紙が5枚までのものは5300円、5枚を越えるものは
5枚又はその端数を増すごとに5300円を加えた額になります。
鑑定書は1通につき用紙が5枚までのものは7900円、5枚を越えるものは
5枚又はその端数を増すごとに、7900円を加えた額になります。また、手
数料については収入印紙により納付ください。
- 4 証明、鑑定の区別
日本語の証明なら“和文証明”と記入ください

平成 年 月 日

依頼者
住所又は所在地

氏名

依頼書を提出される前に現象が観測されているかどうか京都地方気象台防災業務課
(075-841-3006)まで確認してください